

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパライヤガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

**KING & WOOD
MALLESONS**
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020

20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsanhuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China

T +86 10 5878 5588

F +86 10 5878 5544

patent@cn.kwm.com

www.kwm.com

2012年の中国法院（日本の裁判所に該当）による 知的財産の司法保護状況（抜粋）

金杜法律事務所
特許部

1. 知的財産民事訴訟について

中国全土の地方人民法院は知的財産第一審民事案件を新たに87419件受理し、83850件結審し、それぞれ前年比で45.99%、44.07%増加した。そのうち、著作権案件は新たに53848件受理し前年比53.04%、商標案件は19815件で前年比52.53%、専利案件は9680件で前年比23.80%、技術契約案件は746件で前年比33.93%、それぞれ増加した。不正競争案件は1123件で（独占に関する第一審民事案件は55件である）前年比で1.23%減少し、その他の知的財産案件は2207件で、前年比で0.64%増加した。涉外（外国当事者関連）知的財産民事第一審案件は1429件結審し、前年比で8.18%増加した。香港・マカオ・台湾関連の知的財産第一審案件は613件結審し、前年比で3.46%減少した。知的財産民事第二審案件は新たに9581件受理し、9292件結審し、それぞれ前年比で25.37%、21.32%増加した。知的財産民事再審案件は新たに172件受理し、223件結審し、それぞれ前年比で41.5%、0.45%減少した。

最高人民法院知的財産審判庭は、知的財産民事案件を新たに237件受理し、246件結審し、そのうち、再審申請案件を新たに181件受理し、186件結審した。

知的財産民事案件の審判品質及び効率は更なる高まりをみせる。中国全土の人民法院における2012年の知的財産第一審の結了率は2011年とほぼ同様の87.61%となった。上訴率は2011年の47.02%から2012年の39.53%へ、再審率は2011年の0.51%から2012年の0.20%へとそれぞれ減少した。上訴案件の差し戻し再審率は2011年の3.66%から2012年の5.46%へ、審理期限内の結了率は2011年の98.57%か

ら2012年の99.24%へとそれぞれ上昇した。

全国各級人民法院は、知的財産に関連する訴訟前の仮差止め申請案件を27件受理し、支持結果の裁定率は83.33%であった。訴訟前の証拠保全申請案件は320件受理し、支持結果の裁定率は96.73%であり、訴訟前の財産保全申請案件は74件受理し、支持結果の裁定率は94.67%であった。

社会から関心が寄せられた案件としては、アップル社、IP申請発展有限会社と唯冠科技（深セン）有限公司とのIPAD商標事件、三一重工株式会社と馬鞍山市永合重工科技有限公司の商標権侵害及び不正競争係争事件、北京北大方正電子有限公司と暴雪エンターテインメント株式会社等のコンピューターにおける中国語フォント著作権侵害事件、胡進慶氏、呉雲初氏と上海美術映画製作所の「ひょうたん童子」アニメキャラクター著作権権利所属係争事件、韓寒氏（作家）と北京百度網訊科技有限公司の著作権侵害事件、張浙江華立通信集団と深セン三星科健移動通信技術有限公司の発明特許権侵害訴訟事件等が挙げられる。

2. 知的財産行政訴訟事件について

中国全土の地方人民法院は知的財産行政第一審案件を新たに2928件受理し、2899件結審し、前年比でそれぞれ20.35%、17.37%増加した。そのうち、専利案件は760件で前年比16.21%、商標案件は2150件で前年比21.68%、著作権案件は3件で前年比50%、その他は15件で前年比50%、それぞれ増加した。

知的財産行政第一審の案件のうち、涉外及び香港・マカオ・台湾関連の案件は依然として高い割合を占める。2012年は計1349件で、知的財産行政第一審結了案件の46.53%を占めている。そのうち、結審した涉外知的財産行政第一審の案件は1127件、香港関連案件は109件、マカオ関連案件は0件、台湾関連案件は113件であった。

中国全土の地方人民法院は知的財産行政第二審案件を新たに1424件受理し、1388件結審した。そのうち、原判決の維持は1225件、原判決の変更は118件、審理の差し戻しは3件、訴え取下げは22件、棄却は15件であり、裁定取消しによる立件・審理の指示は1件、その他の形態の案件結了は4件である。

最高人民法院知的財産審判庭は、知的財産行政の申立て案件を新たに98件受理し、98件結審した。結審した案件のうち、棄却は70件で72.16%、再審理裁定は20件で20.41%、下級法院の審理やり直し裁定は2件で2.04%を占めた。訴え取下げは5件で5.10%、その他の形態の案件結了は1件で1.02%を占める。

最高人民法院知的財産審判庭は、知的財産再審理案件を新たに24件受理し、22件結審した。結審した案件のうち、原判決の維持は5件で22.73%、原判決の変更は16件で72.73%、訴え取下げは1件で4.55%を占めた。

3. 知的財産刑事訴訟について

中国全土の地方人民法院は知的財産刑事第一審案件を新たに13104件受理し、前年比で129.61%増加した。そのうち、知的財産権侵害罪は7840件（登録商標詐称罪等の登録商標侵害案件は4664件）で前年比で150.16%増加した。知的財産権を侵害した粗悪製品の生産、販売罪案件は2607件であり、前年比で236.82%増加した。知的財産権を侵害した違法経営罪案件は2587件で前年比48.08%増加し知的財産権を侵害したその他の案件は70件で前年比で34.62%増加した。

中国全土の地方人民法院は知的財産刑事第一審案件を12794件結審し、前年比で132.45%増加した。判決の発効に及んだ人数は15518名に達し、前年比で54.33%増加した。刑事罰を受けた人数は15338名に達し、前年比で94.35%増加した。結審した案件のうち、知的財産権侵害罪として判決を受けたのは7684件、粗悪商品の生産・販売罪（知的財産権侵害関連）として判決を受けたのは2504件、違法経営罪（知的財産権侵害関連）として判決を受けたのは2535件、その他の罪（知的財産権侵害関連）として判決を受けたのは71件である。

知的財産権侵害罪の案件のうち、登録商標詐称罪として判決を受けた案件は2012件、登録商標詐称商品の販売罪として判決を受けたのは1906件、不法製造された登録商標標識の不法製造・販売罪として判決を受けたのは615件、専利権詐称罪として判決を受けたのは63件、著作権侵害罪として判決を受けたのは3018件、違法コピー商品の販売罪として判決を受けたのは27件、商業秘密侵害罪として判決を受けたのは43件である。

2013年4月24日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方向的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 涉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 相互永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599 (代表)

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール： malirong@cn.kwm.com